

# 全教栃木 教育新聞

限りない可能性を秘めて、子どもは学校に通つて来る

## 教え子を再び戦場に送るな

今年は戦後80年。日本国憲法は前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」ています。戦前、国の教育政策の下で「教育」を行い、結果的に多くの人たちを戦争に駆り出した責任を私たちは忘れていいけないと思いますし、戦争を起こさないという決意を新たにしたいと思い、一つの詩を紹介します。。

### 戦死せる教え児よ

竹本 源治

逝（ゆ）いて還かえらぬ教え児よ  
私の手は血まみれだ  
君を縊（くび）ったその綱の  
端を私も持っていた  
しかも人の子の師の名において

嗚呼！

「お互いにだまされていた」の言訳が  
なんできよう

愧（ざんき） 悔恨（かいこん） 憲悔（ざんげ）を重ねても  
それがなんの償いになろう  
逝った君はもう還らない  
今ぞ私は汚濁の手をすすぎ  
涙をはらって君の墓標に誓う  
「繰り返さぬぞ絶対に！」

発行 全教栃木教職員組合

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3丁目10-30

TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

URL <http://tcgzenkyo.work> E-mail [info@tcgzenkyo.work](mailto:info@tcgzenkyo.work)

この詩は、真壁仁編『詩の中に目覚める日本』（岩波新書 1966年）に収められています。この詩が公表されたのは1952年1月30日に発刊された高知県教組の「るねさんす」44号。敗戦から6年半が経過していますが、前年はサンフランシスコ講和条約が発効し、日米安全保障条約も締結されました。

### 訓導は学校長の命を承け児童の教育を掌る

ところで、戦前の小学校は、1941年2月から「勅令」により国民学校とされました。なお、戦前の教育法規のほとんどが、議会で審議をされない勅令、天皇の命令で定められていました。

国民学校の目的は「皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スラ以テ目的」とされました。「皇國の道」こそ、教育勅語に示された徳目を体得させることに他なりません。

教育勅語には良い内容もあると、「保守政党」の政治家が口にします。「夫婦相和し…」などのことは、教育勅語に書かれてあろうがなかろうが、大切にすべきことです。肝腎なことは「一旦緩急あれば、義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶すべし」なのです。これが、日本国憲法の精神と相容れないのは明らかです。こうした「教育」を、私たちの先輩は担わされました。

当時は教諭ではなく、「訓導」でした。「訓導」の職務は、「学校長の命を承け児童の教育を掌る」とされていました。学校教育法は、教諭の職務について「児童の教育をつかさどる」です。「学校長の命を承け」の文言が削除されています。ここに、戦前と今の教育の根本的な転換が示されています。眼前の子どもたちに責任を負って、教育活動をする、このことが私たちの責任なのです。

中人  
高事  
年院  
層は  
も8  
改月  
善7  
さ日、  
れま  
す例  
給3  
与・  
の6  
比2  
較%  
民の  
間賃  
企上  
業げ  
規を  
模勧  
告50  
しま  
かし  
らた。  
1  
0  
0  
人  
に  
引  
き  
上  
げ  
ま  
し  
た！

教え子を再び戦場に送るな！

## 治安維持法制定100年

戦争への道を国民に強いたものに、治安維持法があります。この法律によって、少なくない教職員も弾圧されました。北海道では1941～1942年に「生活図画事件」で、二十数名が検挙されています。

### □ 基本人権が認められなかつた時代

治安維持法（1928（昭和3）年）〈1925年公布の改正法〉

第1条 国体を変革することを目的として結社を組織したる者、又は結社の役員の其他指導者たる任務に従事したる者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役若しくは禁固に処し、情を知りて結社に加入したる者、又は結社の目的遂行のためにする行為をなしたる者は、2年以上の有期の懲役又は禁固に処す。

### ●悪法というより「無法」

たとえばどこかの会場に「禁煙」の札がかかっていたとします。その場合、じっさいにタバコを吸って煙を出さないかぎりは少しもかまわない。ライターに点火してもかまわない。事実タバコをふかしたところではじめて法が「オイ、コラ」と出てくるわけです。ところが、〔治安維持法は〕タバコを吸うという目的遂行に役立つといふことになると、タバコを吸おうと思っているだらうといって引っぱられるわけです。おまえ、タバコを吸おうと思っているだらうとか。それどころか町へ出かけて行って、タバコ屋のおっさんを引っぱっていくこともできるわけです。そこまで遡れる。治安維持法というのをそういうことをした無法の「法」だったわけで、あれがどんなに思想を弾圧する効果をもったか、ということですね。

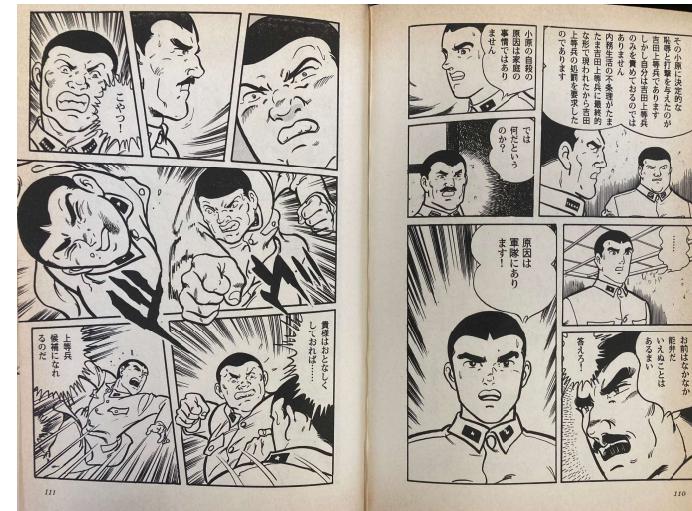
（真下信一「科学と思想」23号 新日本出版社）

府警本部へ出向いたとき、「特高」課長が現れ、「うかぬ顔つきで私だけに聞こえるように、ぽつりとつぶやいた、『とうとう君たちに敗けたよ』と」（真下信一『ヒューマニズムの精神』青木書店 1979年）。

あの戦争は、対外的な戦争だけでなく、戦争に反対した人々の、時には拷問で生命を奪い、あるいは心身を深く傷つけ、あるいは自由を奪い、そして自由な教育や言論を禁止することなしに、遂行することはできなかつたのです。

## 徴兵されて、待っていたのはすさまじい暴力

全編9時間を超える映画、仲代達矢主演の『人間の條件』。著者は五味川純平氏。



『人間の條件』の主人公は旧満州で徴兵されます。徴兵前に炭鉱で働いていましたが、そこで起きた中国人労働者への対応が「憲兵」によって否定され、懲罰的に徴兵されたのです。

そんな彼は、軍隊内での初年兵「教育」、「教育」と称してはいても、何か失敗すると容赦のない暴力に対し、意見を言います。するとさらに激しい暴力を振るわれたのです。

この場面は、そんな理不尽な暴力を苦にして自ら命を絶った兵隊のことで、暴力を振るった上官を批判し、そしてまたひどい暴力を振るわれている場面です。非人間的な兵舎で、暴力におびえながら「皇軍兵士」にされていったのです。そもそも、兵士はハガキ代の「一銭五厘」の価値と言われ、兵の死は「死は鴻毛（こうもう）よりも軽し」とされました。

そして、戦場では補給が追いつかず、戦死者の約6割が餓死だったと言われています。このような扱いをされた人たちの、どこが「英靈」なのでしょうか。

戦後80年を考える記事にしました。執筆者の母は92歳。戦争中勤労動員に駆り出され、アメリカ軍戦闘機による機銃掃射も体験しています。体験は語り継いでいかなければなりませんし、それが教育の責任です。

教え子を再び戦場に送るな！